

## 基礎知識

## 技能実習制度

## 制度の概要

<b>目的</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度</li> <li>■技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されている。</li> <li>■令和6年12月末時点で、全国に約46万人在留している。</li> <li>■令和12年までには、育成就労制度（令和9年中に施行予定）に移行される予定。</li> </ul>
<b>技能実習生の受入れ方式</b>	<b>団体監理型</b>	非営利の監理団体が、技能実習生を受け入れる方式（全体の約98%）
	<b>企業単独型</b>	日本の企業等が、海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れる方式（全体の約2%）
<b>技能実習制度の運営における3形態</b>	<b>送出機関</b>	団体監理型の技能実習生になろうとする者からの求職の申込みに対して、適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる機関
	<b>監理団体</b>	技能実習生の受入れが許可された営利を目的としない法人（商工会議所、商工会、中小企業団体、農業協同組合または漁業協同組合等）。技能実習生に対する講習の実施、受入れ企業への訪問指導、実習生の相談対応等の実習監理を行う。
<b>受入れができる業種</b>		建設業や食品加工業などの91職種・168作業（令和7年3月時点）
<b>技能実習の区分</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■技能実習1号：技能等を修得する実習（1年目）</li> <li>■技能実習2号：技能等に習熟する実習（2～3年目）</li> <li>■技能実習3号：技能等に熟達する実習（4～5年目）</li> </ul>
<b>受入れが可能な技能実習生数</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■実習実施者の常勤職員の総数（技能実習生は含めない）によって決められた基本人数枠に基づき、受入れ方式、区分によって異なる（総数301人以上、団体監理型で技能実習1号の場合は、常勤職員の総数の20分の1が上限）。</li> <li>■優良基準適合実習実施者は、上限が緩和される。</li> </ul>
<b>受入れ人数の多い国（令和6年12月末時点）</b>		ベトナム 46.5% インドネシア 22% フィリピン 8.9% ミャンマー 7.9% その他 14.7%